

【今月のお知らせ】

Monthly News

知っていますか？町の福祉医療制度

本町では、下の表のとおり福祉医療制度を設けています。該当されるかたはご利用ください。

申請に必要なもの 印鑑 健康保険証 対象者であることを証明するもの

制 度	対 象 者	内 容
乳 幼 児 医 療	0～未就学児	医療保険の自己負担はありません
障 害 者 医 療	身体障害者手帳1～3級（じん臓機能障害者1～4級、進行性筋萎縮症1～6級） 療育手帳A・B判定のかた 自閉症状群と診断されているかた	医療保険の自己負担はありません
母 子 家 庭 医 療	母子、父子家庭の子が18歳に達する年度末までの母、父、子（児童扶養手当に準ずる所得制限があります） 父母のいない子が18歳に達する年度末まで	医療保険の自己負担はありません
戦 傷 病 者 医 療	戦傷病者手帳所持者のうち、項症者、歎症者、目症者	医療保険の自己負担はありません
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳・患者表をお持ちのかた（町内在住1年以上）	精神疾患に限り 通院医療費自己負担額の全額助成（患者票） 入院医療費自己負担額の2分の1助成（手帳または患者票）
	のうち精神障害者保健福祉手帳の1・2級に該当しているかた	精神疾患以外の入院についても医療費負担額の2分の1助成

こんなときは届け出を

すでに福祉医療制度を受給されているかたで、右の表に当てはまるかたは、福祉介護課福祉医療係で届け出をしてください。

もしも交通事故にあったら

交通事故にあい、福祉医療で治療を受ける場合は、「第3者行為による被害届」が必要です。交通事故にあったらすぐに警察に届け、交通事故証明書をもらってきてください。それと同時に、福祉介護課福祉医療係へ届け出も忘れずに行いましょう。

届け出に必要なもの

第3者行為による被害届（福祉介護課窓口にあります）

健康保険証

医療受給者証

印鑑

事故証明書（そろわないときは後日でも可）

こんなときは	必要なもの	いつまでに
ほかの市区町村から転入したとき	印鑑 保険証	14日以内に
ほかの市区町村に転出したとき	印鑑 医療受給者証	転出するとき
住所が変わったとき（転居）	印鑑 医療受給者証	14日以内に
加入している医療保険が変わったとき	印鑑 保険証 医療受給者証	14日以内に
死亡したとき	印鑑 医療受給者証	

* 交通事故によってけがをした場合の医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。したがって、福祉医療で治療を受けると、福祉医療は受給者の医療を一時立て替え、あとから加害者に費用を請求することになります。

問合せ 福祉介護課福祉医療係（内線 121）

在宅福祉サービスをご利用ください

(介護保険・支援費制度以外の幸田町のサービスです。ご利用を希望されるかたは、)
(いずれのサービスも申請が必要になります。)

問合せ
福祉介護課福祉係
(内線124)

緊急な事情のときはショートステイを

対象者 介護保険サービス・支援費制度で対応できない場合において、介護者の事故・病気など緊急な事情により、在宅での介護が不可能なかた
内容 町と契約した特別養護老人ホームおよび援護寮を、原則として1回につき6泊7日まで利用できます。
利用料 高齢者は1日2,250円、そのほかは1,540円

要介護状態への進行を防ぐ 生きがい型デイサービス

対象者 原則として、要介護認定で自立と判定された高齢者などで、生きがいづくり健康づくりに積極的なかた
内容 日常動作訓練や創作活動などを行い、介護予防を図ります。
利用料 自己負担（1日500円）が必要です。

ホームヘルプサービスを実施します

対象者 介護保険・支援費制度で対応できない場合で、自立した生活を送るために援助が必要な虚弱高齢者、重度身体障害者（児）、重度知的障害者（児）、精神障害者
内容 そうじ・洗濯・調理の手伝いや通院介助などを行います。
利用料 高齢者は、30分あたり家事（生活）援助105円、身体介護205円 そのほかは30分あたり0から475円 課税額による

訪問理容サービスをご利用ください

対象者 寝たきり状態およびこれに準ずる高齢者／重度身体障害者（児）
内容 理容業者が対象者の自宅へ出張して散髪を行います。
利用料 散髪にかかる費用3,000円

寝具の洗浄乾燥を行います

対象者 要介護度が3から5のかた／重度身体障害者（児）で常時寝たきり状態のかた、またはこれに準ずる状態にあるかた
内容 専門業者による寝具の洗浄乾燥を年4回（6・9・12・3月）行います。 * 1回の洗浄乾燥は、掛け布団・敷布団・毛布各1枚の3枚以内です。
利用料 無料

入浴をお手伝いします

対象者 自力またはご家族では入浴させることが困難な身体障害者
内容 専門業者による移動入浴車での入浴 * 月4回まで
利用料 1回0から1,250円まで * 課税額による

いざというときのための 緊急通報装置をお貸しします

対象者 高齢者で、継続して安否確認が必要なかた
内容 対象者の自宅の電話に、緊急通報装置を取り付けます。

利用料 無料 * 民生委員の確認が必要となります。

手作り弁当をお届けするふれあい給食サービス

対象者 高齢者・身体障害者のみの世帯で援助の必要なかた
内容 毎週火・金曜日の夕食の提供により、健康維持と安否の確認を図ります。食事状況を詳細にお聞きし、食関連サービスを総合的に調整実施します。
利用料 1食250円 * 民生委員の確認が必要となります。

紙おむつ券をお渡しします

対象者 常に紙おむつを必要とする要介護3から5の在宅の高齢者および重度身体障害者
内容 月額2,000円分の紙おむつ券を支給します。ただし、町民税非課税世帯のかたは、月額が4,000円分になります。

徘徊高齢者などを探す受信端末機をお貸しします

対象者 徘徊が見られる認知症高齢者、知的障害者およびその介護者
内容 専用の受信端末機をお貸しします。
利用料 基本使用料（525円／月）および探索にかかる費用（105～210円／回）

軽度生活支援事業を実施します

対象者 高齢者・身体障害者のみの世帯で援助の必要なかた
内容 庭の手入れや大掃除など、一時的に大きな労力を必要とする場合や朗読、代筆の援助を行います。
利用料 事業にかかる費用の約1割

全町下水道化に向けて

町では、全町下水道化に向け、事業の積極的な推進を行っています。

公共下水道、供用区域広がる

南部処理分区は、周辺集落の整備を行い、3月31日から新たに約11ヶ所の区域で利用できるようになりました。相見処理分区は、宅地造成が行われた街区および北部中学校の約8ヶ所で利用できるようになりました。

快適で住みよい環境を作るため、速やかに接続をお願いします。

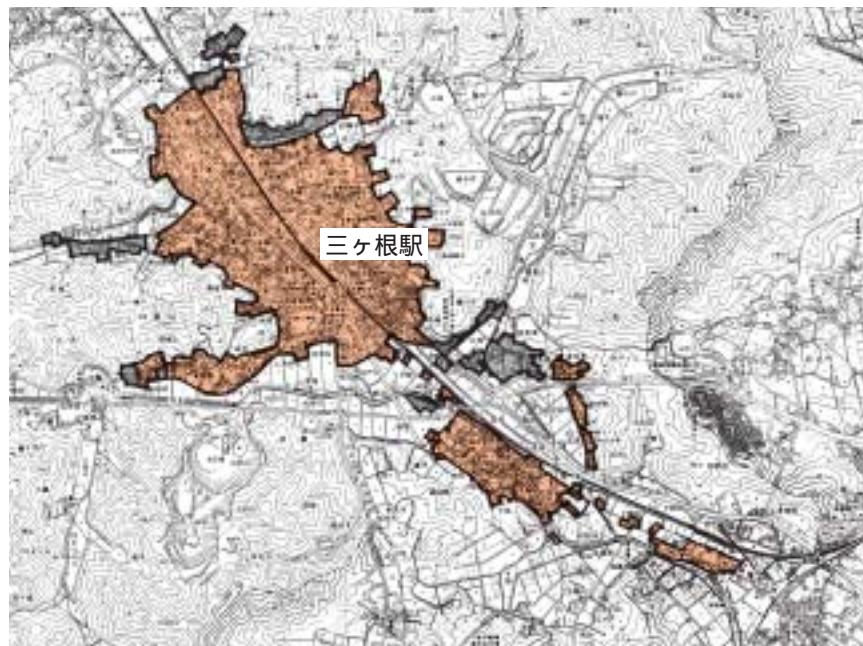
南部処理分区

処理開始区域

深溝字小皿の一部、大皿の一部、六兵衛ヶ入の一部、中ノ沢の一部、松井の一部、誉師の一部、下屋敷の一部、天王前の一
部、権行寺の一部、沢の一部、江松の一部、向江松の一部、鶴方の一部、西馬乗の一部、仲馬乗の一部、小山の一部、舟山の一部、浅井戸の一部、松葉の一部、茂江の一部、南屋敷の一部、天白の一部、手張の一部

H16までの処理開始済区域

H17.3.31からの処理開始区域



相見処理分区

処理開始区域

菱池字エトモの一部、阿原の一部、古海道の一部、宮ノ根の一部、北鷺田字五反割の一部、高力字越丸の一部、西崎の一部、仏田の一部

H16までの処理開始済区域

H17.3.31からの処理開始区域



国民健康保険よりお知らせ

こんなときは必ず14日以内に届け出を
しましょう！

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国人が国保に加入するとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入了したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は、加入了ことを証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	外国人が国保をやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書
	同じ市区町村内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、いっしょになったりしたとき	
	出稼ぎや長期の旅行に行くとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書
	保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	身分を証明するもの（使えなくなった保険証など）

簡単な運動で健康な体に

いきいき健康教室

とき 6月から12月までの毎月2回(全14回、おもに第2、4火曜日)
午後1時30分～3時



ところ 保健センター

内容 ストレッチ体操、器具を使った簡単な運動
対象者 幸田町国民健康保険の被保険者で全日程参加できる50歳から70歳までのかた

定員 20人 *先着順

受講料 無料

おでがる水中運動教室

とき 6月から12月までの毎月2回 *8月を除く(全12回、おもに第1、3木曜日)

午前10時～11時30分

ところ 幸田町民プール

内容 水中ウォーキング、器具を使った簡単な運動
対象者 幸田町国民健康保険の被保険者で全日程参加できるかた

定員 20人 *先着順

入場料(12回分)

65歳以上：2,400円 65歳未満：6,000円

持ち物 水着、帽子、バスタオルなど

そのほか 通院されているかたは、主治医の許可を得てお申し込みください。

申込み 4月26日(火)から住民児童課国保年金係(内線114)へお申し込みください。

訪問による健康相談を実施しています

健康のことなどで悩んでおられるかた、お気軽に相談してください。少しでも病気と上手に付き合うためにも、看護婦が自宅に訪問し、健康相談を実施しています。

とき 毎週月～金曜日(祝祭日を除く)

午前9時～午後5時

対象者 幸田町国民健康保険の被保険者

申込み 住民児童課国保年金係(内線114、115)

愛・地球博

【大きさ】長久手会場 = 15.8㌶ 瀬戸会場 = 15㌶ 平成17年3月25日～9月25日(185日間)

21世紀に世界で初めて開催される「愛・地球博」が3月25日(金)から開催されました。

「自然の叡智」というテーマのもと、地球と人類の輝かしい明日につなげる試みが繰り広げられます。

また、120を超える国や国際機関、日本政府、自治体や市町村、また多数の市民の参加を得て、個性あふれる展示・催事が展開されます。幸田町にかかるイベントなどを紹介します。

カンボジア館



テーマ / 展示

パビリオンにはアンコールワット遺跡の縮小レプリカや彫刻を設置し、カンボジアの文化を紹介するビデオを上映します。入館者はアンコールのライオン像に迎えられ、アンコール時代の栄華を経験するとともに、巨大な木の根に抱え込まれたタ・プロン寺院のミニチュアの前では、木々の強い生命力に心を打たれることでしょう。また、特産のシルクの手織りや石造彫刻などの実演は6か月の開催期間中を通して行われます。特に、アンコールワットをかたどる巨大な石を切り出した1000年前の技術の再現は、入館者の興味を引くでしょう。

イベント

4月13日から16日のカンボジアの新年、5月10日のカンボジアナショナルデーには、パビリオン全体がお祭りムードに包まれます。

グッズ

併設されるショップでは、シルク製品（衣服、アクセサリー、室内装飾）や木製品、漆器、銀細工や各種の宝石などが販売されます。いずれも美しく、質の高い手芸品を厳選しています。

(愛・地球博公式ガイドブックより)

EXPOホール

カンボジアナショナルデー
(5月10日) 式典会場



ワンダーサーカス電力館

ワンダーサーカス電力館の外壁に豊坂小学校2年生（H17.3.1の学年）近藤瞳さんの作品が展示されています。



瀬戸会場

瀬戸会場にある瀬戸愛知県館の「森の回廊」には、県内465校、約1万人の子どもたちのリサイクル素材などで作った昆虫などが展示されています。町内では幸田中学校、幸田小学校、深溝小学校の作品が展示されています。





幸田町でフレンドシップ交流会が開催されます



とき 5月11日(水) 開場14:30 開演15:00
ところ 町民会館 さくらホール
内容 1000年にわたりカンボジアの地で受け継がれてきた「アプサラの舞」が公演されます。

アプサラ・ダンスとは「天女の舞」を意味し、「宮廷舞踊」と「民族舞踊」に分かれ指先をそり返したり、片足のポーズに特色があります。

あいち・おまつり広場

9月22日(木)は
「幸田町の日」です

幸田町ならではの伝統芸能、観光、特産物などをステージとふるさと自慢市コーナーで来場者と出演者が一体化し世界にアピールしていきます。

ストーリー「未来への贈り物」
展開テーマ「世界とともに、未来へ」



あいち・おまつり広場



筆柿



大凧



三河万歳



彦左まつり

EXPOドーム

9月15日には、フレンドシップフィルムフェスティバルで、カンボジアと幸田町の映画が上映されます。

4月26日の県ウィークには三河万歳が幸田町から出演する予定です。
5月15日は西三河地域の日が開催されます。